

申請書類の早見表・・・申請者が「法人」か「個人」かに応じて、下記表中の○印の書類が必要です。

申請内容 提出書類		新規		更新		変更				主任技術者		廃止・休止	再開	備考
		法人	個人	法人	個人	名称・住所・代表者の変更		役員の変更		選任	解任			
						法人	個人	法人	個人			法人・個人	法人・個人	
1	指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	(法人の場合)申請者欄は商業登記されている本店等について記入 (個人の場合)申請者欄は住民票記載のものを記入
2	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第4号)	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	変更のあった日から30日以内に提出
3	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第5号)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	廃止・休止のあった日から30日以内に提出 再開のあった日から10日以内に提出
4	機械器具調書(別表)	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	誓約書(様式第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	(法人の場合)申請者欄は商業登記されている本店等について記入 (個人の場合)申請者欄は住民票記載のものを記入
6	誓約書(別記様式第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	押印が必要 (法人の場合)申請者欄は商業登記されている本店を記入 (個人の場合)申請者欄は住民票記載のものを記入
7	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第6号)	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	
8	主任技術者免状の写し 又は 給水装置主任技術者証の写し	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
9	住民票の写し	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	発行日から3か月以内のものを提出
10	定款の写し	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	直近のものを提出
11	登記簿謄本 又は 記載事項証明書の写し	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	発行日から3か月以内のものを提出
12	機械器具の写真	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	「4機械器具調書」に記載の機械器具の写真を提出
13	事業所の位置図・写真	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	事業所の位置が判る地図及び写真(外観・内観)を提出
14	指定給水装置工事事業者指定時(新規・更新)確認事項調査書	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	公表の可否欄に○を記入ください
15	指定給水装置工事事業者証(前回指定時)	-	-	△ ※1	△ ※1	○	○	-	-	-	-	○	-	※1(郵送の場合)申請する際に提出が必要 (持参の場合)申請する際には提出は必要ありませんが、 新しい指定証を交付する際には、提出が必要です
郵送で提出する場合	返信用長3封筒(244円分の切手貼付)	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	244円分の切手を貼付けてください。 申請手数料の納付書を特定記録郵便する際に使用します。
	返信用角2封筒(280円分の切手貼付)	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	280円分の切手を貼付けてください。 新しい指定証・受領書を特定記録郵便する際に使用します。

申請書類の受付

持参または郵送で受付しています。

郵送受付に際しての留意事項

郵送記録が残るもの(簡易書留、特定記録郵便など)により郵送してください。

申請書類の郵送過程における紛失、毀損等の事故については、一切責任を負いません。

提出先

〒610-0332 京都府京田辺市興戸犬伏18番地1 京田辺市上下水道部 経営管理室(京田辺市上下水道部事務所 1階)

申請手数料

(新規・更新)申請・・・15,000円

※持参受付:指定工事事業者証の交付時に納入 / 郵送受付:申請書類確認後に返送する納付書で納入